



# 暮らしの法律Q&A

山村 行弘 Yamamura Yukihiko

弁護士。第一東京弁護士会所属。東京・千代田区にある萩谷法律事務所にて、一般民事・刑事事件、知的財産、法律相談などを手がける。  
協力：萩谷雅和（萩谷法律事務所）

## Q

ごみ集積所に出されていた粗大ごみを持ち帰ったら？

### 相談者の気持ち

ごみ集積所に家具が出されていました。壊れていないしまだ十分きれいなので、持ち帰って使いたいと思います。何か問題になるのでしょうか？

## A

ごみ集積所に出されたごみを持ち帰ったら、窃盗罪等の犯罪は成立しないのかという疑問を持つ人もいるでしょうが、ごみを集積所に出した場合、出した人は、その所有権を放棄したものと考えられます。その場合、当該ごみは誰の所有物でもなくなりますので（このように、所有者が存在しない動産を無主物といいます）、これを持ち去ったとしても、ごみを出した人に対する窃盗罪等の犯罪は成立しないものといえるでしょう。

では、ごみを回収する自治体との関係では何ら問題ないのでしょうか。この点、自治体によっては、廃棄物の処理及び清掃に関する条例等により、所定の場所に適正に排出された一般廃棄物（産業廃棄物以外の廃棄物）の所有権を自治体に帰属させるところがあります。このように、自治体にごみの所有権が帰属すると、それを勝手に持ち去る行為には、自治体に対する関係で窃盗罪等の犯罪が成立しえます（ただ、保護法益が極めて低いことから実際に起訴される可能性はとても少ないと思われます）。

また、所有権を自治体に帰属させないとしても、所定の場所に適正に排出された一般廃棄物について、自治体が指定する事業者以外の者の収集や運搬を禁止し、これに違反した場合は、過料を科する条例もあります。この条例によれば、集積所からごみを勝手に持ち去ると、過料を科されるおそれがあります。

特に、近年、古紙等の資源価格の上昇から、自治体の回収前に古紙等の資源ごみだけを持ち去る者が増え、中にはトラックで古紙を大量に持ち去る業者もあるようです。このような持ち去り行為は、自治体にとって公共事業の信頼性や行政の信用にかかわる問題であると同時に、経済的な損失も大きいと指摘されています。このことから、他の一般廃棄物については前述したような規定を設けていなくても、資源ごみについては、自治体に所有権を帰属させたり、持ち去りを禁止する規定を設けている条例が多くみられます。

本件は、粗大ごみの家具の持ち去りということですので、資源ごみには当たりませんが、前述のように、条例の規定によっては、窃盗罪等の犯罪が成立したり、条例違反として過料を科されるおそれがあるといえます。